
中国ハラル¹食品市場の現状と課題～ハラル認証問題を中心に～²

一橋大学国際・公共政策大学院
公共経済プログラム二年
任仕任

¹ 「Halal」は「ハラル」「ハラール」等と表現されることもあるが、本稿では「ハラル」と記載する。

² 本稿は、一橋大学国際・公共政策大学院公共経済プログラムにおけるコンサルティング・プロジェクトの最終報告書として、受入機関である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に提出するものである。本稿の内容は、全て筆者個人の見解であり、受入機関の見解を示すものではない。本稿の作成にあたり、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの森下翠恵氏から情報収集や資料作成についてアドバイスをいただいた。同氏に対し、心から感謝申し上げたい。

目次

はじめに

第1章. 背景

1. 世界のイスラム人口とイスラム諸国食品市場
2. 世界のハラール食品市場

第2章. ハラル食品認証

1. ハラル認証とは
2. ハラル認証の必要性和重要性
3. 中東地域と東南アジアの比較

第3章. 中国のハラール食品市場

1. 中国のイスラム人口と民族
2. 「清真」とは
3. 中国ハラール食品の特徴
4. 中国のハラール食品市場
 - 4-1 中国ハラール食品市場の概要
 - 4-2 寧夏回族自治区のハラール産業
 - 4-3 北京市のハラール産業
 - 4-4 中国のハラール飲食店

第4章. 中国ハラール食品認証

1. 中国のハラール制度
 - 1-1 中国ハラール食品の定義
 - 1-2 ハラル管理条例とハラール認証通則の比較
2. 中国ハラール認証の概要
3. 中国イスラム協会によるハラール認証
 - 3-1 ハラル認証活動の概要
 - 3-2 ハラル認証企業の五つの必要条件
 - 3-3 ハラル認証の取得手順
4. ハラル食品認証に取り組んでいる企業の事例
 - 4-1 正大秦皇の事例
 - 4-2 皓月の事例

第5章. おわりに——中国食品市場への企業進出とハラール認証

1. 中国ハラール認証取得における留意事項
2. 中国ハラール食品市場の優位性

はじめに

中国におけるハラル食品の問題は、従来から、中国の少数民族問題との関連で重視されてきたが、現在、食品安全問題への関心の高まりとともに、ハラル食品は中国でも重要性を増してきている。本稿は、中国のハラル食品産業とハラル認証問題について、現状と課題を検討することによって、中国のハラル食品産業に関心を持ち、参入の可能性を検討している企業に対して、基礎的な情報を提供することを目的としている。また、中国のハラル食品に対してまだ明確なイメージや方針を持っていない企業の方々に対しても、中国のハラル食品市場への興味を持っていただくきっかけとなれば、幸いである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第1章では、世界のイスラム人口、イスラム諸国食品市場、ハラル食品市場の動向を簡単に紹介する。第2章では、ハラル認証の内容一般について述べる。本稿の中心部分は第3章以下である。第3章では、中国のイスラム系諸民族や中国のハラル食品を紹介した上で、中国ハラル食品市場の現状を説明する。第4章では、文献調査や現地ヒアリング等の結果に基づき、中国ハラル認証の現状を整理する。最後に、第5章では、以上の内容を踏まえ、中国ハラル食品市場への進出を検討している企業を念頭に、中国ハラル認証における留意点と中国ハラル食品市場の優位性について述べる。中国のハラル産業については、いくつか留意すべき点もあるが、中国ハラル産業の優位性を十分に活かすことができれば、中国ハラル食品市場に進出する場合の有利な足がかりを築くことができる場合もあると考えられる。

第1章. 背景

1. 世界のイスラム人口とイスラム諸国食品市場

2009年時点で、世界のイスラム教徒の人口は、約15.7億人に上り、世界人口の5分の1以上に達しているといわれている。また、この比率は1990年以降、着実に増加してきている（図表1）。イスラム人口は、2010年に16億人に達し、さらに、2030年には22億人まで増加し、世界人口の4分の1以上に達すると予想されている。³グローバル化が進展した現代経済において、イスラム諸国の人口規模と人口増加率に加え、近年における多くのイスラム諸国での経済発展に伴い、イスラム教徒の消費者は、世界市場においても重要な位置を占めるようになりつつある。

図表1. 世界のイスラム教徒の人口の推移

年代	イスラム教徒数	対世界人口比率
1900年	2億	12.4%
1970年	5.5億	15.3%
1980年	7.2億	16.5%
1990年	9.3億	17.8%
2000年	13.9億	19.2%
2009年*	15.7億	23.0%

出所:馬文亜(2010)より作成

今後、イスラム諸国の人口増加とその所得水準の上昇を背景に、ハラール食品への需要は急速に拡大していくであろう。また、人々の食品品質に対する高まりを背景として、ハラール食品は健康・安全・栄養等の食品品質規格を満たせるという面にも注目が集まれば、ハラール食品への需要がより一層拡大していく可能性もある。なお、図表2は、世界各地におけるイスラム教徒数を示したものである。

³ 前田高行(2013)

* 暫定値

図表 2. イスラム教徒人口 (2009 年)

地域	イスラム教徒人口 (百万人)
中東	462
アフリカ	195
アジア	890
ヨーロッパ	51
北米	9
南米	1.6
オセアニア	0.35
合計	1,608

出所：茂野綾美(2011)より作成(元データ：ハラル産業開発公社)

並河良一(2011a)によると、イスラム諸国の食品の消費構造は急速に高度化し、食品市場の経済的規模が拡大している。今後もこの傾向は続き、海外からの食品輸入需要も増大すると見込まれている。例えば、人口規模で世界最大のイスラム国であるインドネシアでは、2005 年以降、食品消費支出が年率 10.26%で伸びている。このペースが続けば、食品市場の規模は 2009 年の 5.5 兆円から 2020 年には 17.5 兆円に拡大することになる。また、イスラム諸国の多くは農産物の生産に適しない地域にあり、食料の純輸入国となっている。国内の食品産業が未発達である国も多い。したがって、輸出市場としてのイスラム食品市場の潜在的な成長可能性は大きく、イスラム諸国に進出する外国企業にとっても大きなチャンスとなりうる。

2. 世界のハラル食品市場

ハラルとは、アラビア語で「許されたもの」や「許される行為」を意味し、ハラル製品とはこのイスラム教の戒律にそって加工・処理された商品を指す。多和田裕司(2012)によると、ある食品について、それがハラルであると表示するためには、以下の四点を満たすことが必要である。⁴

第一、イスラム教が禁ずる動物を如何なる形においても含まないこと。

第二、イスラム教義が不浄とするもの⁵を一切含まないこと。

第三、イスラム教義が不浄とするものに接した道具・機器を用いて調理・加工・製造されたものではないこと。

第四、調理・加工・保存・運輸の過程において、上記 3 点を満たさない食品及びイスラム教義が不浄とするものに接したり、近接したりしたものではないこと。

イスラム教徒の人口増加に伴い、ハラル製品市場も拡大の一途を辿っている。ハ

⁴ なお、ハラル食品の条件を満たさない、非ハラル食品のことを、「ハラム食品」という。

⁵ タブーとされるものの代表的な例については、本稿の図表を参照。

ル市場の中でも大きな割合を占めるのはハラール食品市場である。イスラム諸国以外でもハラール食品に取り組む動きは活発化している。2013年現在、アジア諸国におけるハラール食品市場規模は約40兆円となっている。これは2011年度における日本の外食産業市場規模23兆円の約1.7倍に相当する⁶。

図表3. ハラール食品市場規模の推移（単位：10億米ドル）

	2005年	2009年	2010年*
アフリカ	139.5	150.3	153.4
アジア諸国	375.8	400.1	416.1
インドネシア	73.9	77.6	78.5
GCC諸国	39.5	43.8	44.7
インド	22.1	23.6	24.0
中国	18.9	20.8	21.2
マレーシア	6.9	8.2	8.4
欧州	64.4	66.6	67.0
ロシア	20.8	21.7	21.9
フランス	16.5	17.4	17.6
英国	3.5	4.1	4.2
オーストラリア	1.1	1.5	1.6
米国	12.5	12.9	13.1
世界のハラール食品市場規模	596.3	634.6	654.3

出所：森下翠恵/武井泉(2014)より作成(元データ：Irfan Sungkar and Darhim Hashim(2009) “The Global Halal Food Market and Updates on Global Halal Standards”)

⁶田中正利/駒崎裕恭/野村信一/五木田貴浩(2014)

* 暫定値

第2章. ハラル食品認証

1. ハラル認証とは

例えば、豚肉やアルコールそのものについては、イスラム教徒である消費者は、それらを避けて食生活を送ることが容易である。しかしながら、食品には加工されたものが多く、たとえ原材料表示を見ても、二次原材料や三次原材料に関する情報を取得することが難しいため、その食品がハラル製品であるかどうかの判断が難しい場合が多い。そこで、ハラル認証の必要性が生じることになる。

ハラル認証とは、食品、医薬品、化粧品などの製品の提供や、飲食店などのサービス業に関わる企業がイスラム市場へ参入する場合、製品やサービス等が、ハラルであることを第三者が認証するシステムを指す。ハラル認証の概要については、図表4を参照されたい。

図表4. ハラル認証の概要

	ハラル認証	
認証機関	国・地域ごとに異なる認証機関がある。複数の認証機関がある国・地域もある。	
タブーとされる代表的なもの	陸上生物	豚、犬。シャリーア法に則った方法でと畜されていない陸上生物。 肉食動物 猛禽類:ハゲワシ、わし、タカ、トビ、ハヤブサ、カラス、フクロウ等 げっ歯類、爬虫類、害獣:ネズミ、ムカデ、ヘビ、トカゲ、ヤモリ等 シャリーア法で殺すことが禁じられた動物:ハナバチ、キツツキ 一般的に不快感を与える生物、幼生過程の生物、カタツムリ
	水生生物	水陸両生の生物(カエル、カメ、ワニ等) 不浄な場所に生息する生物
	アルコール	アルコールを含む食品、飲料
食品以外の認証	化粧品、医薬品、物流についても明確に規格化されているのはマレーシアのみである。	
必要な設備対応	ハラル製品専用設備 ハラル認証による特定方法での洗浄	
社内体制	ハラル認証対応チームを社内に設けることが求められる	

注1: 個別の認証の詳細条件は、輸出・販売先で使用可能な認証機関・団体に確認を要する。

注2: 乳製品はハラルだが、チーズを製造する際に使用する酵素など、中間投入物、添

加物に注意を要する。

注3:海産物について、貝殻類、イカ、タコなどはハラールではないとする宗派などもあるため、確認を要する。

注4:不浄なものを食料として与えられた陸上生物、水生生物については各国の基準が異なるので確認を要する。

注5:エチルアルコールの使用は、製造者(飲料用アルコールメーカーか否か)、使用目的などによって、認証機関・団体の許可基準が異なる。自然発酵によるアルコールの取り扱いも同様である。

注6:毒性があり、人体に悪影響のある生物はハラム。ただし、調理の際にそれらを取り除いた場合はハラール:フグなど(一部の学派を除いては、魚類は原則的にハラールである。ただし、魚を食べることが一般的ではない地域もある。)

出所: 籠瀬明佳(2014)、松井秀司(2014)より作成

各国のハラール食品制度の基本的な内容には、イスラム法という共通した基盤がある。しかし、ハラール認証制度の規格詳細、適用範囲、運用の厳しさなどは、国や宗派により異なる。さらに、各国の食品輸出入規制の相違やハラール認証機関と政府との関係、各国のハラール認証規格と食品規格の相違などにより、ハラール認証システムは各国により異なっている。また、ハラール認証制度を成文化していない国も多く、複数の認証機関がある国も多いのが現状である。

マレーシアは、政府系ハラール認証機関 JAKIM を持ち、国際的にも認知度が高いハラール認証としての認証活動を実施している。また、世界で初めて物流に特化したハラール認証規格「MS2400 (Malaysia Standard 2004)」を設けた国でもある。さらに、マレーシアは、化粧品、医薬品など食品以外についてのハラール認証にも取り組み、個別規格を設定した珍しい例である。⁷

イスラム諸国の中には、ハラール対応を前提に食品等の輸入規制を行っている国も多い。例えば、サウジアラビアやクウェートでは、ハラールでない(ハラムの)商品の国内流通を大幅に制限している。すなわち、ハラールでない商品は原則として輸入できず、販売できないといわれている。また、UAE では、ハラールでない商品については、政府から特別な許可を得た事業者のみにその取り扱いが限定されており、輸入量や販売場所も制限されている。

これに対して、マレーシアにおいては、ハラール対応しない製品も流通しているが、ハラール認証規格が設けられている。ハラール認証を取得した商品については、ハラール・マークが表示されるため、イスラム教徒は安心してハラール食品を選択することができる。また、国によっては、一部のハラールパークに設立されたハラール製品を取り扱う企業については、税制などの優遇措置を設けている例もある。

このように、ハラールを重視しているイスラム国家は多いが、その具体的な政策は、国ごとに異なっている。また、何がハラールか、何がハラムかの基準も、国や認証機関

⁷ マレーシアやその他の東南アジア諸国のハラール制度については、森下・武井(2014)を参照。

ごとに異なっている。世界ハラル評議会(World Halal Council)と呼ばれる国際団体があって、そこではハラル認証の統一基準を作ろうという討議が続けられているが、ハラル認証基準となるはずのイスラム教典の解釈についても様々な宗派があり、地域ごとに異なることから、統一基準作りは難航している模様である。⁸

ハラル認証に対応しようとする場合には、当然ながら、その企業のコストが上昇する。前述のように、国際的に統一されたハラル認証の規格がなく、ハラル制度が国・地域によって異なるので、機器、工場施設等について、各輸出先に対応できるように設計する必要がある、監査費用は高くなる。また、ハラル製品を生産するために、費用が高くなる場合もある。例えば、食肉処理プロセスにおいては、ナイフの使用が原則とされ、電気ショックの使用を制限されている。また、工場施設、生産ライン、機器をハラル商品専用とする必要がある。さらに、倉庫管理、輸送車両もハラル製品専用とする必要がある、このことも高コスト化の要因となっている。なお、認証機関の監査員の交通費や宿泊費等全てハラル企業側が負担しなければならない。高コスト化は世界各国のハラル認証企業が直面しなければならない問題である。

2. ハラル認証の必要性と重要性

前述のとおり、ハラル製品は、製品の原材料だけでなく、生産プロセス・物流・販売まで細かく確認しなければならないことから、消費者が製品を購入した時点で、ハラル製品なのかどうかを判断できるような認証制度が必要となる。

世界の16億人(2010年)のイスラム教徒はイスラム教の教えに従ってハラル食品を消費しているので、ハラル食品は世界において巨大な消費市場と固定的消費者層を持っている。特に近年、イスラム諸国との交流の拡大とともに、中国のハラル食品生産者は、グローバル化に対応して、世界各国のハラル食品消費者に質の良いハラル食品を提供し、イスラム教徒である消費者の食生活を改善するとともに、中国のイスラム教徒労働者の就職機会を増加させている。したがって、中国においても、ハラル食品の生産、加工、販売等各ステップを規範化し、ハラル食品規格を厳守し、ハラル認証を取得することは重要になっている。

イスラム諸国・地域の中でも、例えば中東地域では、人口の大部分をイスラム教徒が占めている。これに対して、中国は、多民族国家であり、イスラム教を信仰する人口はわずかな一部を占めるに過ぎない。したがって中国では、他の民族・他の宗教・信仰を持つ人々と共存しつつ、イスラム教徒の消費者にとって安心できるハラル規格を提供することが必要になる。

⁸田崎博実(2011)

3. 中東地域と東南アジアの比較

東南アジアと中東地域はハラール食品の主要な消費市場である。しかしながら、ハラール認証制度と食品輸入制度の関係から見ると、東南アジアハラール市場と中東地域のハラール市場は異なっている。籠瀬明佳（2014）によると、中東湾岸諸国では、ハラール認証は輸入制度に含まれている。従って、政府機関がハラールであるかどうかをチェックして輸入を許可する。消費者のほとんどはイスラム教徒であり、一般市場に出回っている商品は、ハラール認証・マークなどがなくても、原則的にハラールだと考えられている。例えば、サウジアラビアでは豚肉、酒などはそもそも輸入禁止である。

他方、同じく籠瀬明佳（2014）によると、マレーシア、インドネシアなど東南アジアでは、ハラール認証と食品輸入制度は別物として考えた方がよい。ハラールではない商品も輸入は可能であり、一般市場にも出回っている。そのため、イスラム教徒である消費者は、売り場が明確に分かれていない場合には、ハラール認証・マークや原材料を確認しながら、ハラール商品を購入している。図表5を参照されたい。なお、中国の状況は、この点では東南アジアの場合と類似しており、ハラール認証制度と食品輸入制度は異なったものとして別々に運用されている。また、中国ハラール食品市場においては、ハラール食品の売り場が他と分かれていない場合が多いので、イスラム教徒である消費者はハラール認証・マークや詳細な成分を確認して、ハラール食品を購入している。

図表5. 中東地域と東南アジアのハラール市場の違い

項目	中東地域	東南アジア
小売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・マークの有無にかかわらず、市場の食品はハラール ・ハラールでないものは、輸入禁止、または特定売場（非イスラム教徒コーナー）、特定店舗（酒類の販売店舗など）に限定して販売される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラール食品とハラールでないものが市場に混在 ・ハラールコーナーのある小売店もある
輸入制度	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入する段階で群（ロット、輸入単位）としてハラールか否かの判断（書類審査、現物検査）を行うことが原則 ・食肉（食肉加工品）・動物性油脂のみ、輸入時の「ハラール認証」が求められる ・市場に流通する食品も、サンプリング分析検査を実施、アルコールや豚由来遺伝子がないかを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の商品ごとに認証団体に認証 ・食肉（食肉加工品）以外はハラール認証を取得しなくても（制度上は）輸入可能 一輸入制度、表示制度などと併存
一般的な消費者意識	国内市場にあるものは、特定売場を除きすべてハラールので、マークや成分表示の確認はしない	加工食品などハラールでない可能性があるものは、マークや成分表示を確認して購入
食品機制との関係	ハラールは食品衛生基準の中に内包	食品衛生基準とハラール認証は個別に存在する。

出所：籠瀬明佳(2014)より作成

第3章. 中国のハラル食品市場

1. 中国のイスラム人口と民族

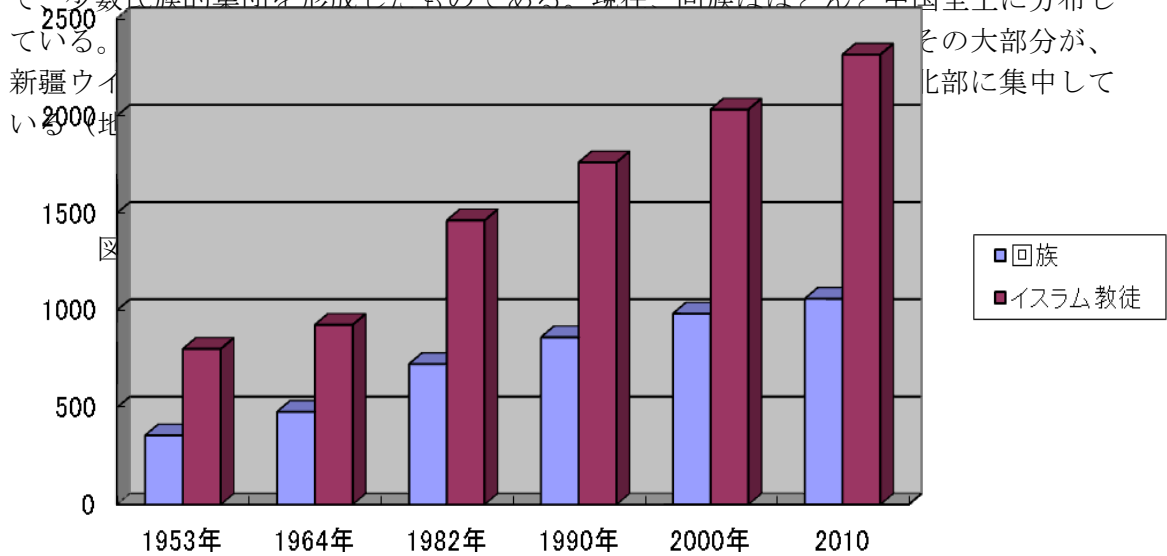
中国には、イスラム教を信仰する10の民族があるとされる。2010年現在、人口の多い順に列記すると、回族、ウイグル族、カザフ族、トンシャン族、キルギス族、サラール族、タジク族、ボウナン族、ウズベク族、タタール族である。うち、回族1,059万人、ウイグル族1,007万人、カザフ族146万人、トンシャン族62万人、キルギス族19万人、サラール族13万人となる。それ以外の諸少数民族は10万人未満であり、最も人口の少ないタタール族が数千人である。これらを合計すると、中国のイスラム教徒数は、約2,300万人に達する。中国においてもイスラム人口の増加率は高く（図表6を参照）、漢民族人口の1953年～2010年の増加率124.13%と比べても高い。

図表6. 中国のイスラム教を信仰する少数民族人口の推移（万人）

民族	1953年	1964年	1982年	1990年	2000年	2010年	1953年～2010年の増加率(%)
回族	355.93	447.31	722.84	860.30	981.68	1058.61	209.17
ウイグル族	364.01	399.63	596.35	721.44	839.94	1006.93	176.62
カザフ族	50.94	49.16	90.75	111.17	125.05	146.26	187.12
トンシャン族	15.58	14.74	27.95	37.89	51.38	62.15	298.91
キルギス族	7.09	7.02	11.34	14.15	16.08	18.67	163.33
サラール族	3.07	3.47	6.91	8.77	10.45	13.06	325.41
タジク族	1.45	1.62	2.66	3.35	4.10	5.11	252.41
ボウナン族	0.50	0.51	0.90	1.22	1.65	2.01	302.00
ウズベク族	1.36	0.77	1.22	1.45	1.24	1.06	-22.01
タタール族	0.69	0.23	0.41	0.49	0.49	0.36	-47.83
合計	800.62	924.46	1461.33	1759.73	2032.06	2314.22	189.05

出所：全国第3次、第4次、第5次、第6次国勢調査(全国人口普查)より作成

回族は中国でイスラム教を信仰する 10 の少数民族のなかで、人口が最も多い少数民族である。中国本土におけるイスラム教には、千年以上に及ぶ歴史があるが、回族とは、もともと 13 世紀に西アジアから移住したイスラム教徒が漢民族などと混血して、少数民族的集団を形成したものである。現在、回族はほとんど中国全土に分布している。その大部分が、北部に集中して



出所：全国第3次、第4次、第5次、第6次国勢調査(全国人口普查)より作成

図表 8. 中国イスラム教徒人口数の上位 10 の省(2010 年)

地域(省)	イスラム教徒(万人)
1. 新疆	1340
2. 寧夏	250
3. 甘肅	137
4. 青海	115
5. 雲南	109
6. 河南	102
7. 河北	60
8. 山東	54
9. 安徽	33
10. 遼寧	31

出所：http://www.360doc.com/content/13/0309/15/848837_270372228.shtml より作成

2. 「清真」とは

中国においては、ハラールを指す言葉として、「清真」という言葉が使われている。「清真」という言葉自体が最初に登場したのが南北朝時代であり、もともとは、心が清らかな人物やものを比喻する場合に使われる一般的な用語であった。例えば、唐の時代には、唐詩の中で頻繁に使われていた。また、宋の時代の詩人陸遊は清真という言葉を使って、梅の純潔を謳歌したことがある。

7世紀前半にアラビア半島で誕生したイスラム教は、651年前後には中国の領域に伝わっていた。それ以来、既に約1400年の歴史があることになる。中国のハラール食品はイスラム教の流入とともに始まり、「清真」という言葉は、イスラム教徒によって新たな意味を与えられた。明時代の学者の解釈によると、「清」はアッラーが清らかであるということであり、「真」はアッラーが唯一尊敬され、周りに左右されないということである。つまり、清真とは清らかで周りに左右されない唯一性を指す。⁹

こうして、清真という言葉がイスラム教と関係づけられ、イスラム教は清真教と呼ばれるようになった。また、イスラム教徒が製造した食品とイスラム教徒が食べる食品は「清真食品」と呼ばれてきた。そのため、清真という言葉は中国イスラム教の同義語であるとともに、イスラム教徒の食品を指す名称となった。なお、「清真」という二文字も食品の性質を意味し、この漢字そのものがハラール食品の定義と結び付いた。すなわち、「清真」の「清」という字は衛生性、「真」という字は真実性を強調したものであるといわれている。

3. 中国ハラール食品の特徴

中国においては、ハラール食品は回族等の少数民族の消費者に美味しい食品を提供するとともに、人々の文化生活を豊かにして経済発展にもつながるものとして、肯定的なイメージでとらえられている。中国ハラール食品の特徴は以下のとおりである。

①長い歴史を持つ

中国のハラール食品は長い歴史を持ち、イスラム教の流入とともに中国に輸入され、唐宋時代に始まり、元の時代と明清時代に更に発展して、大きな規模となってきた。

②地域間の差異が大きい

ハラール食品文化は回族等の少数民族の形成とともに発展したが、各地の自然環境・生態環境・社会環境等が異なっているため、中国各地に居住しているイスラム教徒の飲食習慣は地域ごと異なっている。さらに、同じ省に属している異なった地域においても、ハラール食品は異なる特徴を持っている。また、回族は全国に分散しているため、

⁹馬文亜(2010)

それぞれの現地の食品文化の特徴がはっきり表れているといわれている。なお、シャリーア法に基づく共通のタブー以外に、地域によって、異なるタブーもしばしば見られる。

③多種多様な種類がある

中国のハラール食品には多種多様な種類があり、食油、肉製品、乳製品、菓子類、砂糖、缶詰、調味料、豆製品、小麦粉、添加物、健康食品、冷凍食品等が含まれている。また、中国のハラール食品は長い歴史のなかで、イスラム教を信仰していない民族の飲食文化の影響を受けてきた。特に回族の調理法は他の民族から大きな影響を受け、独自のハラール食品を作り出した。

4. 中国のハラール食品市場

4-1. 中国ハラール食品市場の概要

世界最大人口を持つ中国の食品業界は、近年急成長を続けている。中国の食品市場の規模は、2010年度に3.3兆元を超え、それ以降、10%以上の成長率を実現してきている。2013年の食品産業の生産総額は対前年比22.47%の増加、2014年第1四半期は対前年同期比25.24%の増加となり、20%台の伸びを維持している。また、沿岸部だけでなく、内陸部においても富裕層が拡大するとともに、中間層の所得も全国的に向上して、食文化の成熟と食品市場の拡大が続いている。経済の発展とともに、人々の食品への要求水準はますます高まってきている。すなわち、中国においても、安全、衛生、健康という食品の消費基本原則が形成され、「安心・安全」「健康」な食品に対する需要が高まるとともに、海外からの輸入食品を含む高級食品、プレミアム食材の市場も拡大している。

中国において、イスラム教徒は総人口の約1.6%を占め、約2,300万と推定されている。2010年のハラール食品市場規模は212億ドルであり、対前年比で1.9%の市場成長率を遂げた。また、国内各地において、ハラール飲食店が数多く存在し、イスラム教徒である消費者だけでなく、ハラール食品に好感を持つ漢民族にも幅広く好まれている。大都市部においては、ハラール飲食店の実に80%以上の消費者は漢民族である。イスラム教徒が食べない漢民族の食品と違って、ハラール食品は各民族に好まれて、広い消費市場を持ち、全国的に人気があるといわれる。つまり、中国において、ハラール食品は10の少数民族の生活必需品であるということにとどまらず、非イスラム教徒を含む全国的な消費市場で消費されている。他方、中国食品市場全体に占めるハラール食品市場のウエイトはまだ小さく、更なる市場拡大の余地があると見込まれている。

2011年の中国(銀川)ハラールグルメ旅行文化祭が提供した情報によると、中国において、伝統的なハラール料理は約5,000の種類があるといわれる。中国のハラール食品は種類が多く、食糧、食油、食肉、乳製品、茶、菓子、缶詰、キャンディー、豆製品、玉子製品、小麦粉、調味料、食品添加物、インスタント食品、子供食品、健康食品等に及んでいる。「2012年中国飲食産業市場調査報告」によると、全国2400の市・県のう

ち、97.3%の市・県で、ハラル食品・ハラル用品・ハラル飲食店を経営している企業と個人事業主が12万以上あり、そのうち、専門的にハラル食品を生産・販売している企業が6,000社以上ある。また、世界のハラル食品の発展も、中国ハラル食品産業の発展を促進した。

近年、イスラム教徒の食品生産プロセスに対する認識レベルの向上とハラル食品の需要の拡大によって、ハラル食品産業に注目する食品企業がますます増加してきている。さらに、東南アジアのイスラム諸国等のようなハラル食品産業より発達した地域において、ハラル食品産業は顕著な成長を実現してきている。世界的にもハラル食品産業は高い成長率を維持する傾向が見られ、以下のようなトレンドがある。

- ①ハラル食品産業に従事する企業が徐々に増加している。
- ②ハラル食品の種類が増え、多様化している。
- ③生産技術の革新が進んでおり、ハラル食品認証システムも少しずつ改善されている。

しかし、東南アジア等のハラル食品産業が発達した地域と比べると、中国のハラル食品産業は、監査部門と生産企業の双方において未発達な段階になっている。具体的には、全体のハラル食品企業の生産技術と加工技術は遅れている。また、大多数のハラル食品認証監査は最終消費財と動物のと畜方法に限られ、川上の生産プロセスの監査については改善できる余地がまだ大きい。例えば、食品添加物や家畜の飼料等に対するハラル対応監査も行っていく必要があるなど、今後改善しなければならないとされている点は多い。

以下では、中国におけるハラル産業について、いくつかの具体的な事例に即して、その現状を述べる。まず、4-2で寧夏回族自治区のハラル産業を取り上げ、4-3では北京のハラル食品産業を、4-4では中国のハラル飲食店をみていくこととしたい。

4-2. 寧夏回族自治区のハラル産業

西北地域は中国のイスラム教徒が最も多く住居している地域である。全国第6次国勢調査（2010年全国人口普查）によると、新疆ウイグル自治区では1,340万の総人口のうち、イスラム教徒が2分の1以上を占めている。次いで寧夏回族自治区や甘肅省、青海省にもイスラム教徒も多く、それぞれの地域に100万人以上が居住している。

西北地域にある寧夏回族自治区は中国で唯一の回族自治区である。回族は寧夏回族自治区の総人口の3分の1以上を占めている。2010年現在、常住人口は630万人であり、うち、約34.5%を占めている回族人は217万人である。寧夏回族自治区統計局によると、2013年の寧夏回族自治区のGDPは2,565億元であり、前年度と比べ、9.8%の成長率を達成した。常住人口ベースで計算すると、一人当たりGDPは39420元に達

し、増加率は8.6%であった。2012年現在、ハラル食品を生産・加工している企業が1,092社、ハラル飲食店(個人事業主)が7,205社、ハラルスーパーが61社である。

中国がイスラム諸国に輸出しているのは主に肉製品、乳製品、食糧、調味料等である。うち、肉製品の輸出が最も大きい。寧夏回族自治区のハラル食糧や肉製品等は国際市場において明らかな比較優位を持ち、ハラル牛肉、ハラルマトン等がマレーシア、サウジアラビア等の東南アジアと中東地域に輸出されているといわれる。また、寧夏回族自治区は中国国内のハラル食品、民族用品産業も明らかな比較優位を持ち、ブランド力がある。特に「西部大開発」の展開とともに、ハラル食品産業は新たな発展を実現した。

寧夏回族自治区のハラル産業における優位性は、以下のとおりである。

第一に、豊かな原材料資源を背景としたハラル関連産業の集約型発展地域である。中国において、寧夏回族自治区は「回族の郷」として、中国の五大畜産地域の一つであり、ハラル食品を生産する原材料資源が豊かである。

第二に、地理的・歴史的要因により、寧夏回族自治区はイスラム文化の影響が強い地域である。このため、ハラル産業は特色のある産業として重視され、近年高い成長率を維持している。

第三に、ハラルパークの優位性を持っている。例を挙げると、銀川市、呉忠市を中心に集約型産業を形成している。寧夏回族自治区に位置する呉忠市は回族の人口比率が最も高い地級市¹⁰であり、名実ともに「回族の郷」となっている。2013年現在、141.6万人の総人口のうち、回族が半数以上を占め、74.8万人である。2012年に、金積工業区のもとに、呉忠ハラルパークが企画され、設立された。2013年現在、ハラル産業の生産価値は42億元に達している。また、伊利乳業、ワハハ乳業などの有名企業を含め、55社のハラル企業が呉忠ハラルパークに参入している。ハラルパークの面積は6,300万平方メートルを占め、ハラル乳製品、ハラル肉製品、ハラル糧油製品、ハラル飲料、ハラル調味料、ハラル菓子類、ハラル栄養食品、ハラルヘルシー食品及びハラル服飾、ハラル日常生活用品などを生産している。¹¹

また、全国的に統一されたハラル認証規格がない現状において、呉忠ハラルパークはハラル認証のハードルを克服するために、自らの取組みを行っている。例えば、大規模企業のハラル認証担当者をマレーシアに派遣し、トレーニングを受けさせ、認証用の資格を取得させている。また、マレーシア認証機関を寧夏に招き、ハラル認証事務所を設立している。

¹⁰ 中国の行政区分は、基本的には省級、地級、県級、郷級という4層の行政区のピラミッド構造から成る。

¹¹<http://www.duost.com/wuzhong.html#>
<http://www.duost.com/20141106/136981.html>

第四に、寧夏回族自治区には、ハラル食品分野の人材が多い。また、ハラル食品やハラル飲食文化等の分野に優れた専門家やハラル食品とハラル産業等を研究しているイスラム教の研究機関は数多く存在する。

第五に、ハラル産業の振興政策が作られている。以下に二つの事例を述べる。

事例 1: 銀川市は総合保税區(税関が監督・管理する特殊閉鎖区域)¹²

銀川市は寧夏回族自治区の省都であり、中国・アラビア博覧会が常に行われてきた都市である。2012年9月に、寧夏回族自治区は「内陸開試験区」として開発され、銀川総合保税區も設立されたことになった。

保税區 (Bonded Area)とは、中国の税関により設置、あるいは税関が認可して設置された特別経済区域のことで、設立には中国國務院の許可も必要である。保税倉庫区とも呼ばれ、税関の監督・管理下で輸入品・輸出品が一時的に保管される場所のことである。一般に、保税區では、中国国内の厳しい規制から開放され、最も自由に貿易や販売、展示などの業務ができる。保税區は中国が1978年から始まった改革開放政策の一環として設置した「経済特区」、「経済技術開發区」、「国家ハイテク産業開發区」に続いて、経済發展のために國務院が許可して設立した区域である。保税區では国際慣例をもとに運営されているため、ほかの開放地区よりも柔軟な優遇策が取られており、中国と国際市場を結ぶ拠点となっている。¹³

事例 2: 吳忠市の税制優遇

吳忠市国税局は、ハラル産業のなかのハイテク企業やベンチャー企業などに対して、「西部大開發」の方針に従って、税制上の優遇措置を実施し、ハラル産業の發展を支援している。2014年上半期に、吳忠市は1億元の税収を得たが、294件の税制優遇措置を適用し、税制優遇措置による減収額は674万元に達した。¹⁴

¹²<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/03/04A-A11130>

¹³一般に、保税區の主な機能としては「保税保管、輸出加工、中継貿易」の3つがある。「輸出入許可証の免除、免税、保税」の政策が取られているため、この区域は中国国内にありながら中国国外として扱う「境内関外」の管理方法を実施しており、海外の企業が輸出入加工、国際貿易、保税保管されている商品の展示をする拠点となっている。中国が対外開放している区域のうち、開放度と優遇率が最も高く仕組みが最も簡潔な経済区域の一つである。

出所:<http://j.people.com.cn/94476/100561/100569/7450370.html>

<http://ftz.yinchuan.gov.cn/>

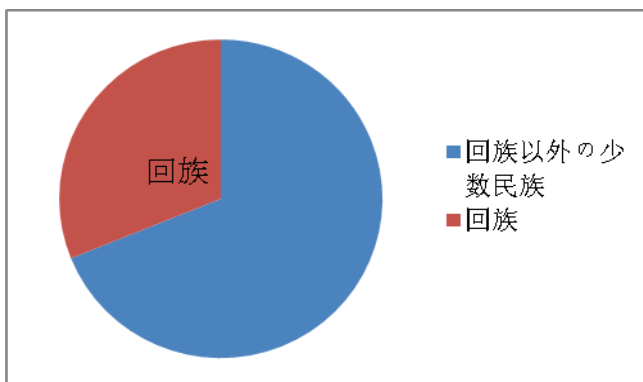
¹⁴ <http://www.duost.com/20141106/136980.html>

<http://www.nx.gov.cn/zwgk/gtwj/nzf/83423.htm>

4-3. 北京市のハラ食品産業

国家統計局によると、2013年末現在、北京市の常住人口は2,115万人であり、前年と比べ45.5万人増加した。うち、都市人口は1,825万人であり、常住人口の86.3%を占めていた。北京市は全国の中でも民族構成が最も複雑な大都市とされている。第6次国勢調査(2010)によると、常住人口は1,961万人である。北京市には、中国の56の民族が全て居住している。そのなかで、少数民族人口が約80万人であり、全市人口の4.1%を占めている。うち、ハラ食品の主要消費者である回族の人口は約25万人で、少数民族人口の3割以上を占めていると推計される。

図表9. 北京市回族人口の割合



出所:北京市第六次全国人口普查 (http://www.bjstats.gov.cn/rkpc_6/) より作成

2004年に、北京市においては、ハラ食品の生産加工企業が95社あった。生産加工されているハラ食品の主な種類は牛肉、マトン等の肉製品の他、菓子類等がある。2010年の北京調理協会ハラ専門委員会第二回会員代表大会に提出された資料によると、2009年に北京において65社のハラ飲食拠点(ハラ飲食店とハラ屋台)、23社のハラ副食販売店、及び5社のハラ食品企業が新たに設立され、ハラ飲食店、ハラ副食販売店、ハラ食品企業は2,366社に達した。なお、全国において、ハラ飲食店とハラ副食販売店と生産加工企業は約12万社あり、そのなかで、専門的なハラ食品企業は約6,000社である。

民族経済の一部としてのハラ食品産業の発展に注目した北京市政府は、《北京市少数民族權益保障条例》を執行し、少数民族経済発展項目への資金投入拡大を通じて、ハラ食品産業の発展を促進させている。すなわち、2002年から2004年の間、少数民族居住地を中心に、少数民族の生活需要を満たすために、1000万元以上の少数民族経済発展専用資金を調達し、32のハラ飲食拠点を支援したといわれる。例えば、月盛齋ハラ食品会社の発展を促進するために、140万元の資金を補助し、ハラ食品物流配送センターのインフラ建設を支援した。また、牛街ハラ商品スーパーの建設に対して、130万元の資金を支援し、全国初のハラスーパーを設立することができた。このハラスーパーは、2400㎡の面積を占め、8万元以上の平均日当たり売上を

実現し、経済的・社会的便益に寄与した、とされている。¹⁵

牛街は北京にある昔ながらの有名なイスラム教徒の居住地であり、回族、ウイグル族等のイスラム教徒が数多く居住している。牛街の人口 5.4 万のうち、回族が 1.2 万人である。イスラム教徒の牛街居住には千年以上の歴史があり、牛街においてモスク、中国イスラム協会、回族小学校・中学校、回族病院等が整備されている。上述の牛街清真超市美食城(Niujie Muslim Supermarket)は、2003 年 1 月に設立された全国最初の、最大規模のハラール商品スーパーである。一階にハラール食品とイスラム教徒生活用品が販売され、二階にハラールグルメを販売しているハラール飲食店が数多く存在している。面積は 2400 m²を占め、9000 種類以上の販売品目があるハラール商品総合スーパーには、食品、食肉、生鮮食品、グルメ、日常生活品等様々な商品が販売されている。

また、このスーパーの主要な利用者は北京に居住しているイスラム教徒の少数民族や漢民族である。その他、外国や国内各地から来たイスラム教徒の観光客の姿も見られる。つまり、中国ハラール食品市場において、ハラール食品消費者には、国内のイスラム教徒の少数民族だけではなく、ハラール食品に好感を持つ漢民族や海外からのイスラム教徒観光客、その他イスラム教を信仰している在住者等も数多く含まれている。

4-4. 中国のハラール飲食店

中国ハラール飲食店は少数民族の飲食問題の観点から管理されており、「清真」という二文字を店名につけるためには、工商管理部門や民族事務委員会¹⁶から承認を受けて、「清真経営許可」を取得しなければならない。

北京王府井商店街にある「東来順」は 1903 年に創業され、既に 100 年以上の歴史を持っており、国内外で高い知名度がある伝統的なハラール飲食店である。2008 年北京オリンピックの際には、海外からのイスラム教徒である消費者が多く訪れたといわれている。¹⁷

しかしながら、中国西部のようにイスラム教徒が数多く居住している地域以外の地域では、シャリーア法に基づきアルコールがタブーとなっているにもかかわらず、利益追求のためにアルコールを販売したり、アルコールを店内に持ち込むことが許されている小規模なハラール飲食店も見られる。また、イスラム教徒でない料理人を雇用したり、タバコを販売したり、イスラム教徒でない消費者による非ハラール食品の店内での飲食も許されたりするハラール飲食店も見られる。「ハラール食堂」を設置している学

¹⁵葛忠興(2005)

¹⁶民族宗教事務局とも称される。

¹⁷「順」という漢字はハラール飲食店の店名としてしばしば使われている。というのは、イスラム教のシャリーア法の中で、「イスラム」のアラビア語の意味は(神に)順う(したがう)ということである。そしてイスラム教徒として、順うことはイスラム教論理道徳で最も重視される。これより、「順」という漢字は中国のハラール飲食店名にしばしば用いられ、飲食店のイスラム教に対する敬意を表し、通常の漢民族飲食店と区別する役目も果たしている。

校や企業の数が多いが、本来のハラール飲食基準を満たさないことも多い。例えば、経営者や調理責任者、従業員がイスラム教徒でなく徹底管理がなされないケースや、原材料の審査が甘い事例も見られ、イスラム教徒の消費者への十分な対応が出来ていないことも多いと言われている。

第4章. 中国のハラール食品認証

1. 中国のハラール制度

1-1. 中国ハラール食品の定義

並河良一(2011a)によると、「ハラール制度とはイスラム教の禁ずる豚肉やアルコールなどの食材を含まない、衛生的で安全な食品の規準を定めて、規準適合品に表示をさせ、不適合品の生産、流通、輸入などを制限する制度」である。ハラール制度は主要な食材だけでなく、食品にごく微量使用される添加物、調味料や食品製造プロセスで使用される酵素、溶剤にも適用される。馬文璽(2010)によると、中国ハラール食品の定義に対する主張には、「宗教説」、「風習説」、「風習宗教説」の三つの考え方がある。

第一の宗教説によると、ハラール食品の定義は、イスラム教のシャリーア法に基づく規則であり、国際的に共通する基準である、ということになる。現在、中国の多数の地域ではこの定義が採用されている。例えば、「黒龍江省ハラール食品生産経営管理条例」の第二項によると、ハラール食品とはイスラム教を信仰した少数民族のハラール飲食習慣による生産・経営する各種類の食品である、とされている。また、「チチハル市ハラール飲食業界管理方法」では、ハラール食品とは回族等のイスラム教を信仰した少数民族の生活習慣に基づき生産された食品である、とされている。

第二は、風習説である。すなわち、中国は多民族の国であるため、ハラール食品の定義も、イスラム教を信仰する少数民族の生活習慣に基づく、とする説である。例えば、「山東省ハラール食品管理規格」によると、ハラール食品とは回族等の少数民族の伝統的な飲食習慣に基づく生産された食品のことである。また、「寧夏回族自治区ハラール食品管理条例」の第二項によると、ハラール食品とは回族などのハラール飲食習慣を持っている少数民族の生活習慣に基づき、生産、加工、貯蓄、販売された食品である。他に、河北省、河南省、江蘇省、遼寧省等の地域は同じく少数民族の生活習慣に基づきハラール食品を定義している。

第三は、宗教説と風習説とを結合した風習宗教説である。例えば、「山西省ハラール食品生産経営管理方法」によると、ハラール食品とは回族、ウイグル族、カザフ族等のイスラム風習を持っている少数民族生活習慣に順って、ハラールあるいはイスラム教徒の名義のもとに生産・貯蓄・運輸・販売される食品である。他に、南京、上海、フフホト市、鄭州市等のハラール食品の定義も風習説と宗教説の両方が含まれている。

このように、中国では、ハラール制度に対してどの解釈を採用するかについて、地方によって異なっている状況である。

1-2. ハラール管理条例とハラール認証通則の比較

中国では、各地方政府がハラール管理条例(ハラール産業の管理活動に関するガイドライン)を作成し、ハラール制度を定義し、ハラール食品の管理活動を規範化している。また、ハラール管理条例とは別に、認証マークを付けるために、ハラール食品の生産経営を規範化する技術的な基準を提供するハラール認証通則がある。ハラール認証通則は、ハラール製品の順調な海外輸出を確保することや国内のイスラム教徒が安心して食品を選択できる環境を提供することにある。国内市場においても、敬虔なイスラム教徒はハラール認証マークが付与された食品への信頼性が高く、特にイスラム協会や民族事務委員会に認証されたハラール食品を信用しているという。

ハラール管理条例とハラール認証通則が発布された例として、寧夏回族自治区では、2002年11月に、「寧夏回族自治区清真食品管理条例」が発行され、2011年に更新された。これに対し、2009年3月に、DB64/T543-2009「寧夏清真食品認証通則」が正式的に発行され、ハラール食品などの輸出に必要な参考基準を提供し、輸出に好ましい環境を作り出した。ハラール認証通則は、さらに2011年に修正された。寧夏回族自治区のハラール管理条例とハラール認証通則の両者を比較し、まとめたのが図表10である。

図表 10. 「清真食品管理条例」と「清真食品認証通則」の比較

	「寧夏回族自治区清真食品管理条例」	DB64/T543-2009「寧夏回族自治区清真食品認証通則」
発表機関	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会	寧夏回族自治区民族事務委員会
地域	寧夏回族自治区	寧夏回族自治区
目的	ハラール食品の管理運用を規範化する	ハラール食品の生産経営を規範化する技術的な基準を提供させる
対象者	①ハラール食品を生産、経営している企業と自営業者 ②ハラール食品を管理している政府機関(自治区政府民族事務機関、工商行政管理部門)	ハラール食品を生産、経営している企業
参考規則	「中華人民共和國民族区域自治法」、「中華人民共和國食品安全法」など相関がある法律や行政規則に基づき、自治区の実際の状況も加えられた。	①「清真用語の使用規則」(1997) ②GB2760「食品添加剤使用衛生標準」 ③GB7718「預包装食品ロゴ規則」 ④GB/T17237「畜類屠宰加工通用技

		術条件」 ⑤「中国人民共和国食品衛生法」 ⑥「中国人民共和国動物防疫法」 ⑦「寧夏回族自治区清真食品管理条例」
内容	①総則 ②管理方法 ③監督方法 ④法律責任	①適用範囲 ②規範化された引用書類 ③専門用語と定義 ④総則 ⑤ハラール認証を申請する企業が満たすべき条件 ⑥ハラール食品原材料の要求 ⑦ハラール食品加工規範要求 ⑧ハラール食品の包装やロゴの要求、輸送や貯蔵の要求

出所：「寧夏回族自治区清真食品管理条例」、「寧夏回族自治区清真食品認証通則」、
『「寧夏回族自治区ハラール食品認証条例」地方標準編制説明』より作成

2. 中国ハラール認証の概要

中国国内でハラール認証を取得する方法としては、主に以下の2種類がある。

第一に、マレーシアなどの海外認証機関に申請を行い、現地の監査員による現地監査を経て現地の認証を取得する方法がある。

第二に、マレーシアなどの海外認証機関と相互認証が認められた中国の認証機関に申請を行い、認証を取得する方法がある。

近年、中国の認証機関からハラール認証を取得する事例が多い。なぜなら、海外認証機関から認証を取得しようとする、海外とのコミュニケーションへの障壁が大きく、監査員の交通費や宿泊費など別途費用がかかるため、認証企業の負担が大きくなる。なお、中国ハラール認証機関の認証を取得した製品に付与される認証・マークは、中国国内のハラール認証機関の認証・マークとなるものの、相互認証が認められた機関の国への輸出や販売においても、信頼性が多少とも高まるものと考えられる。

中国でもハラール認証機関が、イスラム教のシャリーア法に順って、作られた基準に基づき、認証活動を実施する。しかし、マレーシアのような政府系のハラール認証機関が成立しておらず、主な認証機関は民族事務委員会やイスラム協会である。¹⁸中国イスラム協会におけるハラール認証の主要対象はハラール食品のみである。近年、ハラール認

¹⁸ 図表 11 は、中国とマレーシアのハラール認証制度を簡単に比較したものである。

証依頼が増加しているが、特に2014年にはハラール認証依頼が倍増し、2014年だけで100社強の食品企業が中国イスラム協会にハラール認証を申請した。イスラム諸国の食品消費の急速な拡大とともに、中国ハラール食品認証依頼もますます増加し、今後もこの傾向は続くと思われる。

ハラール認証のうち、輸出用のハラール認証については、主に中国イスラム協会が実施しているのが現状である。これ以外に、山東省イスラム協会でも輸出用のハラール認証を行っているといわれている。国内用のハラール認証については、各地域（省・市）のイスラム協会や民族事務委員会などが実施している。生産工場の所在地によって、現地の認証機関に申請するケースが多い。したがって、国内市場において、輸出用のハラール認証以外はほとんど各地の地元認証機関（イスラム教会や民族事務委員会など）により認証が行われている。中国のハラール認証の特徴をマレーシアと比較すると、図表11のようになる。

図表 11. ハラール食品認証制度及びハラールを取り巻く環境～中国とマレーシアの比較

	中国ハラール認証	マレーシアハラール認証
主なハラール認証機関	<ul style="list-style-type: none"> ●輸出製品と国内認証で異なることがある。 ●輸出用認証は①中国イスラム協会②山東省イスラム協会(国内用認証にも取り組んでいる)③寧夏清真食品国際貿易認証センター ●国内用認証:各地域(省・市)のイスラム協会や民族事務委員会 例えば、山東省イスラム協会、成都市イスラム協会、青海省民族事務委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内で1機関のみ。政府に属し、管理されているマレーシアイスラム開発局(JAKIM)が監査やハラール認証を実施 ●その他、ハラール産業開発公社(HDC)はプロモーション機関として各種照会対応、研修や視察等を実施
承認取得企業数	全国の統計データがなし 中国イスラム協会によるハラール認証済みの企業は300社強(2014年8月)	3,646社(2013年)
有効期間	一年	二年
規格及び特徴	全国統一されたハラール規格がない。 しかし、「ハラール食品認証規則」	MS1500:2009 ハラール食品の製造、準備、出荷及び保存に関する一般ガ

	<p>は DB64/T543-2009「寧夏回族自治区ハラル食品認証規則」に基づき、国際的なハラル食品認証規則を参考して、各地における宗教団体、食品審査及び標準化部門の意見も取り入れた上で、作られた（甘肅、寧夏、青海、陝西、雲南の五省の）協働認証規則となっている。</p> <p>また、北京市、山西省、吉林省、天津市、陝西、河南省、河北省、ウルムチ市等相次いで、ハラル食品管理条例を発行してきた。既に15の省・自治区・直轄市と18の省都と副省都は、回族等の少数民族の長期的な生活習慣に基づき、現地の実際事情を配慮し、ハラル食品管理に関する規格を発行したといわれる。</p>	<p>イドライン OIC¹⁹に認められている。</p>
--	--	--

出所:中国イスラム協会でのヒアリング内容、及び森下翠恵/武井泉(2014)より作成

3. 中国イスラム協会によるハラル認証²⁰

以下3.では、中国イスラム協会によるハラル認証活動についてより詳細に説明する。まず、3-1で概要を述べ、3-2では、協会が、ハラル認証のために企業に要求する五つの条件、3-3では認証の取得手順を説明する。

3-1. ハラル認証活動の概要

中国イスラム協会がハラル食品輸出用認証に取り組んでから、20年以上たつが、その間の努力と交流を通じて、イスラム諸国・地域等海外の認証機関の高い信頼性を得し、中国イスラム協会による認証済みのハラル食品は海外でも広く認められているといわれる。現在、中国イスラム協会が実施している認証活動は、主に図表12のようなハラル食品である。

¹⁹ イスラム協力機構(Organization of the Islamic Conference)イスラム諸国をメンバーとして構成され、国際連合に対する常任代表を有する国際機構である。

²⁰ 現地ヒアリング内容と中国イスラム協会のウェブサイト情報

(<http://www.chinainislam.net.cn/>)よりまとめた。なお、中国イスラム協会の住所は、北京市西城区南横西街103号となっている。

図表 12. 中国イスラム協会のハラール認証活動の概要

ハラール認証の主要な対象食品	①鶏肉、スモーク、牛肉、マトン等の肉製品 ②食糧、乳製品、副食品、健康食品、冷凍食品、飲料 ③調味料、食品添加物
ハラール認証取得後の食品の輸出先例	マレーシア、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア王国、UAE、クウェート、バーレーン国、カタール、オマーン、イラン、イラク、ヨルダン、エジプト、南アフリカなどの国・地域

出所：葛忠興(2005)より作成

2014年8月現在、中国イスラム協会は300社強のハラール企業にハラール認証を付与した。国内販売用のハラール企業の認証依頼もあるが、中国イスラム協会は、輸出用のハラール認証のみを取り扱っている。外資企業の取り扱いもあり、特に東南沿岸部の外資企業が多いといわれている。なお、監査手順や監査費用などは国内企業と外資企業の間で区別をせず、同一基準での認証活動を実施している。

また、中国イスラム協会は、ハラール食品に限定した認証活動を行っている。このため、(化粧品や医薬品メーカー) 20~30社から申請があったが、これらの製品については、ハラール認証を積極的に取り扱っていない。なお、ハラール飲食店については、中国イスラム協会が取り扱うのではなく、民族事務委員会や工商行政管理部门などが担当している。

ハラール認証取得を希望する企業は、中国イスラム協会に手数料を支払う必要がある。会社の規模や売上、対象製品数などにより、手数料は異なるが、平均費用は約3~5万元である。また、監査員の現地調査の費用(交通費、宿泊費など)についても、企業側が負担することになっている。

3-2. ハラル認証企業の五つの必要条件²¹

中国イスラム協会では、ハラル認証企業の社内管理体制について下記五つの必要条件を満たすことを求めている。

① 組織の整備

ハラル認証企業は、社内にハラル業務に関わる事務管理のための部門を設立する必要がある。

② 従業員の確保

専任従業員を配置し、特に研究開発、貯蔵、販売、生産管理等の重要な職務に専任する従業員を充てなければならない。また、専任従業員はイスラム教徒であることが要求されるため、イスラム教を信仰する少数民族を採用し、配置することが多い。

③ 社内規程の整備

食品生産衛生基準のようなハラル食品生産管理規格を社内規定として整備することが必要となる。

④ トレーニングの実施

従業員全員を定期的にトレーニングし、ハラル食品生産に対する認識とハラル食品生産基準を厳守する意識を強める。また、ハラル食品生産のために必要な知識の共有や最新情報のアップデートが常に実施できる状態であること。

⑤ 監査の確保

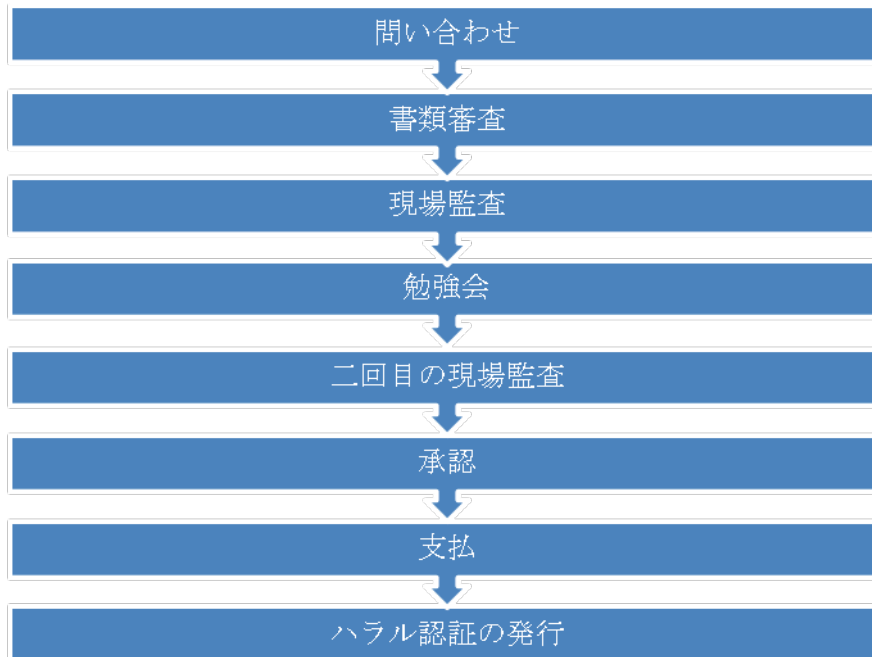
ハラル認証企業はハラル食品生産管理規格の進行状況を審査し、定期的な分析を行い、審査記録レポートの作成も求められている。

3-3. 認証の取得手順

ハラル認証取得に至る手順は図表13のとおりである。中国イスラム協会の場合は、申請から承認まで、最短でも約1ヶ月は必要である。書類審査の後、工場や施設の現場監査が行われる。現場監査の後、結果をイスラム協会内で確認し、問題があることを巡り、認証企業向けの勉強会が行われる。その後、改善した項目に対して、二回目の現場監査を実施する。また、イスラム協会内で確認し、問題がなければ、支払い手続き完了後に、ハラル認証を発行する。

²¹ 中国イスラム協会 (<http://www.chinaislam.net.cn/indexh.html#>)

図表 13. 中国イスラム協会のハラール認証プロセス



出所:中国イスラム協会へのヒアリング調査、同協会ウェブサイト情報より作成

認証取得手順に関する留意事項は以下のとおりある。

第一に、ハラール認証を取得しようとする企業は、その旨を認証機関に問い合わせし、必要な書類や手順を確認することが望ましい。一般的に正式な認証活動は書類審査からスタートするため、企業は提出書類の準備から着手することになる。提出書類には企業の経営許可証明書のコピー、原材料のリスト、生産・加工プロセスの報告書等が含まれる。中国ハラール認証手順においては、ハラムな原材料の混入を防ぐために、すべての原材料の詳細な情報を提供することが必要である。すなわち、原材料のサプライヤーに関する情報や原材料のハラール認証の有無だけでなく、原材料生産のフローチャート等も必要である。また、原材料がハラール認証を取得していても、ハラール認証証明書や期限の審査、確認が行われる。

第二に、現地監査では、シャリーア法に基づき、工場・施設・生産技術等を審査するが、具体的な審査の流れは以下のとおりである。

- ①原材料を審査する。
- ②生産・加工過程、貯蓄（設備と方法）を確認する。
- ③と畜従業員の資格審査、イスラム教徒である従業員の比率や礼拝所を確認する。

④生産ゾーンと生活ゾーンの環境を審査する。

第三に、ハラール認証審査員は、改善する必要がある点について、勉強会を行う。この勉強会の目的は、イスラム協会の専門家たちがハラール生産に関する専門知識を普及させること、及び、認証取得申請をした企業がハラール認証基準を満たすように、具体的な改善事項を伝えることである。

その後、二回目の現地検査を実施し、一回目の検査で不十分であった点を改善できたかどうかについて再検査する。また、イスラム教徒である従業員の比率について、どうしてもイスラム教徒である従業員が確保できない場合には、基準に合格できるようになるまでトレーニングを続ける。

さらに、中国イスラム協会は、認証済みの企業とハラール食品に対して、定期的な監査などを行う。また、中国イスラム協会が地方のイスラム協会と協力し、現地のイスラム協会が監査の活動を実施する場合もある。

4. ハラル認証に取り組んでいる企業の事例

中国では、数多くのハラール食品企業があるものの、ハラール認証を取得している企業は一部に限られている。ハラール認証を取得した食品企業の例を図表14に示している。

図表 14. 中国ハラール認証を取得している企業（とその製品）の例

企業名	製品	企業名	製品
ネスレ	コーヒー	益海嘉里	食用油
李錦記	調味料	皓月	食肉加工品
伊利	乳製品	草原興發	牛肉製品
加多宝	茶飲料	正大秦皇	鶏肉製品
汇源祥聚齋	ジュース	不二蛋白	大豆たん白

出所：中国イスラム協会にヒアリングした内容、各企業ウェブサイトより作成

以下で、二社（正大秦皇と皓月）の事例について、詳細を述べる。²²

²²単守慶(2013)、及び各社のホームページより整理した。

4-1 正大秦皇の事例

図表 15. 秦皇島正大有限公司の基本情報

社名	秦皇島正大有限公司
所在地	秦皇島市山海関区関城東路 30 号
従業員数	1000 人以上
総資産	5 億元
主要な製品	鶏肉製品
取得したハラール認証の認証機関	中国イスラム協会
輸出先	日本や、南アフリカ、中東諸国、EU、ロシアなどの国・地域
中国国内の主要な販売市場	北京、天津、石家荘、上海、瀋陽、大連、ウルムチなどの大都市をはじめ中国国内各地

出所:同社ウェブサイトより作成

・ 同社の基本情報:

タイ C P グループ (Charoen Pokphand Group) と秦皇島市ブロイラー・モデル・プラント合資して建設された会社である。タイ C P グループ (正大集団とも称される) の子会社の一つである。

単守慶 (2013) によると、1995 年に成立し、2003 年から非ハラール食品の生産を中止し、ハラール食品専用のハラール食品企業に転換した。主要な製品は鶏肉製品である。マクドナルドやケンタッキーなどの主要な鶏肉製品サプライヤーである。2005 年に中国イスラム協会からハラール認証を取得した。また、2011 年に中国初のハラール食品研究開発センターを秦皇島市に設立した。

種鶏の飼養から、孵化、飼料製造、ブロイラー飼養、屠殺及びその加工品生産までの、フル・インテグレーションされた近代的企業として位置づけられている。中国同業界の中で真っ先に ISO9001 品質管理体系や、ISO14001 環境管理体系、HACCP 食品安全体系等の認定を通し、養殖場から食卓までの全行程で安全性を監視及びコントロールする仕組みを実現した。商品は新鮮で栄養があり、衛生的で薬の残留がないとされている。²³

²³ <http://www.qhdchiatai.com>

同社は、社内にハラル事務管理委員会を設立した。社内のハラル管理の例を挙げると、以下のとおりである。

①原材料供給の確保

常に原材料サプライヤーとの関わりを維持し、良好で緊密な関係を維持する。

②と畜のシャリーア法厳守

専門的な従業員が厳しい監査活動を実施する。

③販売

社内に、計量器具、検査道具、運輸車両、貯蔵容器、経営場所等に対して、厳しいハラル規格と品質監督検査制度も設けられている。また、有効な社内管理と消費者監督が実現できるために、「一号一証制度」（会社ごとに経営番号を発行させる仕組み）が導入されている。

④市場開発

国内市場だけではなく、海外市場にも積極的に取り組んでいる。

また、イスラム教徒である消費者に限らず、イスラム教徒でない消費者もターゲットにしている。本社所在地を拠点とし、西北市場に参入し、中東地域に進出することも積極的に検討している。

⑤生活環境の整備

ハラル食堂の設置等により、イスラム教徒の人材が過ごしやすい環境整備をアピールし、人材確保に繋げている。

⑥イスラム教徒である従業員の優遇

各地のイスラム協会が積極的に現地のハラル食品産業を支援しており、会社に地元のイスラム教徒を推薦し、重要な職務を担当させる。また、少数民族手当等も支払われている。

⑦社内ハラル食品管理委員会が設定される

各部門にハラル食品監査員を任命する。また、各生産ラインにハラル食品協働監査員を任命する。

4-2 皓月の事例

次の事例は、食肉の加工会社である吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司の事例である。

図表 16. 吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司の基本情報

社名	吉林省長春皓月清真肉業股份有限公司
所在地	吉林省長春市緑園区皓月大路 11111 号
従業員数	5500 名
総資産	90 億元
主要な製品	牛肉、マトンの食肉加工品など
取得したハラール認証の認証機関	中国イスラム教会
輸出先	エジプト、サウジアラビア、クウェート、ヨルダン、UAE
中国国内の主要な販売市場	長春市、瀋陽市、大連市、ハルビン市、上海市、深セン市等の地域に高い市場占有率を占め、牛肉消費を主導する。

出所：単守慶(2013)、同社ウェブサイトより作成

・同社のハラールへの取組内容

第一に、イスラムの雰囲気形成を形成する。例えば、イスラム風の建物を建築し、イスラム教徒の従業員モスク、女性従業員に女性専用の礼拝堂を提供する。このようにして、イスラム教徒の従業員を安心させ、その労働環境を改善するとともに、イスラム諸国のパートナー企業に対してアピールする。

第二に、シャリーア法を厳守し、ハラールと畜方法を厳しく守っている。具体的には、社内にハラール監査委員会を設立し、ハラールと畜方式の実施を確実にしている。また、中東地域への輸出に対しては、専任従業員に監査活動を担当させている。

第三に、イスラム教徒の従業員が 10%以上を占めている。人材育成においては、回族等のイスラム教徒の採用を優先的に考えることを通じて、豊かなイスラム文化環境を醸成することができる。

五. おわりに——中国食品市場への企業進出とハラール認証

本稿では、まず、世界のイスラム人口やハラール食品市場規模などを紹介し、中国ハラール食品市場の成長にとっての世界的な環境を述べた。次に、ハラール認証の概要やハラール認証の必要性と重要性を論じ、主要なハラール食品市場のハラール認証制度を比較した。続いて、中国のイスラム系民族の動向、及び寧夏回族自治区、北京市のハラール産業や中国のハラール飲食店などの内容を紹介することによって、中国ハラール食品市場の現状を述べた。さらにその上で、中国イスラム協会でのヒアリング等の現地調査の結果やネット上の情報などを整理して、中国ハラール認証制度の現状を論じた。最後に、以下では、中国のハラール食品市場への進出を検討している企業にとっての、中国ハラール認証に関する問題点と留意事項をまとめるとともに、中国ハラール食品市場の優位性を説明することとしたい。

1. 中国ハラール食品認証取得における留意事項

第一に、中国ハラール食品市場に参入する前に、中国ハラール食品市場に存在する問題点を踏まえる必要がある。特に、次の述べる問題点が、ハラール食品企業の国内的な発展と世界市場に参入する際の障壁の一つとなっていると考えられる。

中国ハラール食品市場の存在する根本的な問題点は、ハラール食品生産規格が未だに統一されていないことである。全国的に統一されたハラール食品規格ができておらず、参照できる管理方法がないので、ハラール食品の審査過程の基準が明確化されていない。ハラール食品に対する定義・認証プロセス・監査機能・賞罰基準なども統一されておらず、国内ハラール食品産業の発展と海外への輸出に対して不利な影響を与える。加えて、最終的に法的強制力がないため、ハラール食品産業は厳密にハラール認証規格の定めに従っていない、ということが起こりうる。

また、全国的に大規模なハラール食品企業が存在しているにもかかわらず、海外でも有名になっているハラール食品企業は限られている。国内的にも、製造業のハラール食品企業数は、サービス・消費型のハラール飲食店数を遥かに下回っている。前文に述べたとおり、寧夏回族自治区において、2012年に、ハラール飲食店が7,025社、製造業のハラール食品企業が1,092社である。このような産業構造は中国ハラール食品企業の発展を遅らせている。

第二に、ハラール認証を取得しようとする際に、事前に確認しておくべき事項がある。特に、中国から海外への輸出を考える場合には、輸出相手国のハラール認証規格と食品輸入規格、輸入後の食品安全関連制度との関係を理解しておくことが必要となっている。予め理解しておく必要がある項目は以下のとおりである。

-
- ①動物検疫
 - ②植物検疫
 - ③残留農薬など特定の規制物質の残留値の問題
 - ④食品添加物に関する基準を満たしているかどうか
 - ⑤輸出可能な施設の認定・登録を受けているかどうか
 - ⑥特定の国際規格に従った管理が求められていないか、求められていれば、その条件を満たしているか
 - ⑦ラベル表示法上、ハラール認証の表示ができるか
 - ⑧輸入許可の申請・登録、輸入港湾指定、輸入割当制度、高率の関税など、実質的に輸入時の障壁となる事項がないか²⁴

2. 中国ハラール食品市場の優位性

中国のハラール食品市場には以下のようないくつかの優位性（又は潜在的優位性）があり、進出企業としてはこれらの優位性を活用していくべきであろう。

第一に、中国国内販売において、以下のような優位性（又は潜在的優位性）がある。

- ① 中国国内において、約 2,300 万のイスラム教徒の消費者がいるので、消費者市場が大きい。
- ② 中国ハラール食品市場に参入したい日本企業は中国消費市場におけるブランド力を活用できる。
- ③ 中国ハラール食品市場において、ハラール認証を取得した高度化した食品（例えば、インスタントラーメンなど）がまだ少ないので、認証を取得できれば、今後の発展の余地が大きい。

第二に、海外輸出の場合は、以下のような優位性（又は潜在的優位性）がある。

- ① 東部沿海地域は人件費が徐々に増加しているのに対して、西部地域においては

²⁴籠瀬明佳(2014)

人件費が比較的安く、ハラール産業に詳しいイスラム人材が確保しやすい。

② 寧夏回族自治区が位置している西北地域は地理的に中東諸国に近いので、イスラムの食習慣やハラール認証に関する知見の交流やハラール食品の輸出などについての利便性がある。

第三に、中国ハラール食品市場は将来が期待されると思われる要素がある。

① 近年、中国政府もハラール産業の発展に注目し、前文に述べた保税区の設立や税制優遇などの支援政策を打ち出している。

② ハラール認証についての今後の動向として、中国イスラム協会によると、全国的に統一されたハラール認証規格が積極的に検討されており、2015年までに発効する可能性もある。仮に、統一的なハラール食品規格が存在しないという根本的な問題点が解決されれば、中国ハラール食品市場に参入する際の障壁が大幅に軽減されることになると考えられる。

以上のような中国市場の優位性を踏まえれば、1. で述べたような点に留意しつつ、社内のハラール管理対策や原材料の体制などの有効な対策を行えば、中国における問題点を克服し、中国ハラール食品市場に十分に対応できると考えられる。

ハラール認証が発達しているマレーシアと中国について、それぞれのメリット・デメリットを比較すると図表 17 のようになる。

図表 17. 中国ハラール食品市場に進出するメリットとデメリット～マレーシアとの比較

	中国ハラール食品市場	マレーシアハラール食品市場
メリット	<p>1. 製造拠点の魅力</p> <p>① 地理的な優位：(特に西部が)中東地域に近い;国土面積が広く、開発できる工場用地が多い。</p> <p>② 政府が清真食品の重要性を意識し、支援政策に着手し、今後の発展が期待される(銀川保税區、呉忠市の税制優遇、北京市の少数民族支援政策など)。</p> <p>2. 消費市場の魅力</p> <p>① 所得向上のため、中間所得層が拡</p>	<p>1. ハラール認証は中東地域を含め、海外でも信頼性が高い。</p> <p>2. 政府がハラール産業を支援している。</p>

	<p>大している。</p> <p>② 中国食品市場全体に占めるハラール食品市場のウェイトはまだ小さく、更なる市場拡大の余地がある。</p> <p>③ ハラール食品市場規模がマレーシアより大きい。(2010年に、中国:212億ドル、マレーシア:84億ドル)</p>	
デメリット	<p>①統一されたハラール規格がない。</p> <p>②政府系認証機関がないために、国際市場における信頼性が低い。</p>	<p>①全体的な人口(2012年に、約2,934万人)が少ないし、イスラム教徒数も中国と比べると、少ない。(2009年に、中国イスラム教徒数:2,300万、マレーシアイスラム教徒数:1,700万)</p> <p>②国内のハラール企業が多く、競争が激しい。</p>

出所:現地ヒアリングの内容、森下翠恵/武井泉(2014)より作成

なお、中国において、海外でも有名なハラール企業数や、生産・加工型のハラール企業数が今なお少ないことは、新たに中国ハラール食品市場に参入する企業にとってメリットになるかもしれない。すなわち、今後の大きな発展の余地があり、飽和状態になっていない中国ハラール食品市場に進出し、生産・加工型の企業を設立し、海外でも有名なハラール企業を目指し、積極的にハラール製品の製造に取り組んでいけば、中国における競争力のあるハラール食品企業となることができる可能性があるものと考えられる。

参考文献

日本語文献

- 籠瀬明佳(2014)「コーシャ認証との違いは」『ジェトロセンサー』2014年10月号
- 籠瀬明佳(2014)「消費者としてのムスリムが求めるもの」『ジェトロセンサー』2014年10月号
- 田崎博実(2011)「イスラーム圏とハラール認証の現在」『日本食品工学会誌』Vol.12
- 田中正利/駒崎裕恭/野村信一/五木田貴浩(2014)「200兆円のハラールマーケット入門」『激流雑誌』2014年6月号
- 多和田裕司(2012)「イスラームと消費社会：現代マレーシアにおけるハラール認証」『人文研究 大飯市立大学統文学研究科紀要』第63巻 2012年3月
- 土屋紀義(2004)「中国のイスラム教徒－歴史と現況－」『レファレンス』2004年3月号
- 茂野綾美(2011)「日系企業によるハラール市場開拓に向けて」『NRI Knowledge insight』2011年1月号
- 松井秀司(2014)「訪日ムスリム観光客の受け入れのためのハラールの基礎知識」『自治体国際化フォーラム』2014年2月号
- 並河良一(2011a)「食品のハラール制度の技術的性格と対策」『自由と正義』Vol.62
- 並河良一(2011b)「食品のハラール制度と自由貿易の関係」『農林業問題研究』第182号
- 前田高行(2013)「世界のムスリム(イスラム信者)人口は?」『アラビア半島定点観測』2013年10月
- 森下翠恵/武井泉(2014)『ハラール認証取得ガイドブック』東洋経済新報社

中国語文献

- 葛忠興(2005)『清真食品産業発展理論与対策』民族出版社

Mian N. Riaz/Muhammad M. Chaudry 著・李楠/虎硯穎訳(2013)『清真食品生産』宗教文化出版社

单守慶(2013)『清真飲食面面觀』中国商業出版社

馬文亜(2010)「中国清真食品管理体制研究」中央民族大学

「寧夏回族自治区清真食品管理条例」(2002)

「寧夏回族自治区清真食品認証規格」(2009)

『「寧夏回族自治区ハラール食品認証条例」地方標準編制説明』

王超(2010)「中国清真食品的標準与認証問題探析」『中国穆斯林』